

## 子育て短期支援事業(ショートステイ)について

子育て短期支援事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を、市と契約した児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

### ○利用対象者

満18歳未満の児童の保護者(児童を現に監護する方)で、次のいずれにも該当する方

- (1)市内に住所を有する方
- (2)次の理由により、家庭で対象児童を養育することが一時的に困難であると市長が認めた方
  - ア 疾病、育児疲れ、育児不安その他の身体上または精神上の理由
  - イ 出産、看護、事故、災害、失踪その他の家庭養育上の理由
  - ウ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加その他の社会的な理由
  - エ その他の理由

【注意】下記の(1)～(4)に該当する児童の場合は利用が出来ません。

- (1)感染症その他の感染性疾患を有し、他の児童等に伝染するおそれがある場合
- (2)疾病等により、医療機関で治療を受ける必要があると認められる場合
- (3)専門的な看護等を必要とし、集団での生活が困難であると認められる場合
- (4)委託した施設において養育することが困難であると認められる場合

### ○利用期間

1回当たり7日間以内。原則として利用者が児童養護施設等へ送迎を行います。

### ○利用の登録

事業の利用を希望する方は、利用登録申請書をこども課に提出し、事前に利用登録をしてください。

### ○利用申請

登録後、施設の利用を希望する方は、利用申請書をこども課に提出してください。

※利用希望日時に施設に空きがない場合など、利用できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※入所施設等、詳しくは下記までお問い合わせください。

**問** 本庁 こども課こどもG ☎52-1111 内線138

## 食料品の寄付にご協力をお願いします

常陸大宮市社会福祉協議会では、未利用の食料品の寄付を受け付けます。

皆様から寄せられた食料品は、新型コロナウイルス感染症の長期化により、経済的な影響を受けている子育て中のひとり親世帯へ無償配布します。

企業・団体・個人を問わず受け付けますので、ご提供いただける食料品がありましたら、ぜひご寄付のご協力をお願いします。

### ○ご寄付いただきたい食品

インスタント・レトルト食品、乾麺、缶詰、菓子類、飲料(アルコール飲料を除く)など

※未開封で常温保存が可能なもの

※賞味期限が2か月以上あり賞味期限の記載があるもの

※日本語の食品表示があるもの

※酒類、自家製品(漬物等)、生鮮食品(野菜や肉魚類)、冷凍・冷蔵食品は受け付けません。

○受付方法 常陸大宮市社会福祉協議会窓口(総合保健福祉センター「かがやき」内)までお持ちいただくか、ご連絡いただければ受け取りに伺います。

※ご寄付いただける食料品名と数量を下記へご連絡ください。

○受付期間 令和3年8月10日(火)～9月17日(金)まで(土日祝を除く 9:00～16:00)

**申込・問** 社福 常陸大宮市社会福祉協議会 ☎53-1125